

別紙

業務委託仕様書（案）

1 委託業務の名称 宇佐神宮御鎮座1300年を契機とした県内広域周遊促進デジタルスタンプラリー事業委託業務

2 委託業務の目的

宇佐神宮御鎮座1300年を契機として、主に県外からの観光客を対象にデジタルスタンプラリーを実施し、県内周遊促進を図る。

3 履行期間 契約締結の日から令和8年1月31日まで

4 概要

- (1) 開催時期：令和7年9月1日（月）～11月30日（日）
- (2) 開催場所：大分県内18市町村
- (3) スポット数：50箇所程度（宇佐神宮及び各市町村2箇所以上）

5 委託業務の内容

- (1) スタンプラリーシステムの構築及び運営
 - ア. スマートフォンのGPS機能を使用し、受託者のデザインするデジタルスタンプを集めるシステムを製作、または、既存の提供システムを利用し構築すること。
 - イ. システムには、スポット（スタンプ取扱場所）の名称や写真など、回遊を促すために必要な情報の登録を行うこと。なお、スポットの選定については、発注者と協議のうえ行うこと。スポットは、宇佐神宮に縁のある地・県内の観光スポット（施設や風景、食など）等幅広く設定すること。
 - ウ. スポットは50箇所程度（宇佐神宮及び各市町村2箇所以上）設定すること。
 - エ. 一定の条件をクリアした参加者（例：スポットを○箇所以上周遊した者等）を対象に抽選に参加できるシステムを構築すること。ただし、宇佐神宮訪問はインセンティブを設定すること。（例：2箇所相当としてカウントする、特別なデザインのスタンプが手に入る 等）
 - オ. 参加者へのアンケート機能を構築すること。アンケート内容については委託者と協議のうえ決定すること。

- カ. 参加者からの問い合わせに対応できるフォーム等の構築及び問い合わせへの対応を行うこと。
- キ. 抽選への応募資格を得た参加者に対し、もれなくインセンティブ（アプリ上の待ち受け画像や認定証等のようなもので可）配布する仕組みとし、インセンティブのデザインは委託者と協議のうえ決定すること。
- ク. 事業実施期間中、本システムの管理・運営を行うこと。

(2) 事業の広報

- ア. 宇佐神宮御鎮座1300年記念関連行事及び宇佐神宮について幅広く紹介するとともに、スタンプラリー参加の誘引を効果的に行えるような内容とすること。
- イ. メインビジュアル画像を製作すること。
- ウ. ポスターを制作・印刷し、宣伝場所に郵送すること。郵送先は委託者と協議のうえ決定すること。また、ポスターはA2片面カラー刷りで200部程度制作すること。
- エ. チラシを制作・印刷し、宣伝場所に郵送すること。郵送先は委託者と協議のうえ決定すること。また、チラシはA4両面でカラー刷りで6000部程度制作すること。
- オ. キャンペーンLPを制作し、随時最新情報を掲載するなど管理・運営を行うこと。
- カ. SNS（LINE、Meta 広告、Youtube 等）を活用したターゲティング広告の画像及び動画を制作し、広告を出稿すること。
- キ. 広告バナーを制作すること。
- ク. 広報は令和7年7月末日までには開始すること。

(3) 抽選業務の実施

- ア. 上記（1）で構築したシステムを使用し、条件を達成した参加者を対象とした抽選業務を行うこと。
- イ. 応募条件は、より多くのスポットを周遊したくなるもの、かつ、参加のハードルが高くないように設定すること。
- ウ. 抽選後、当選者に賞品を発送すること。併せて、当選者の情報について速やかに発注者に提出すること。なお、賞品の選定については、委託者と協議のうえ行うこと。

(4) その他

- ・本事業の全体スケジュール案を作成し、提案すること。

(5) 上記(1)～(4)に付随する業務

- ア. 委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- イ. その他、事業の運営に関して必要なこと。

5 報告書及び成果物の提出

- ・事業完了後、委託期間内に以下に掲げるものを成果物として納品すること。

【成果物】

- ① 広告バナー
- ② 雑誌広告クリエイティブ
- ③ 上記①②以外の広告クリエイティブ
- ④ ランディングページデータ
- ⑤ 事業に関連して取得・撮影した画像、動画等の素材データ
- ⑥ 参加者のアンケート結果
- ⑦ 月次報告書
- ⑧ 年間報告書

【納期】

- ・①については、令和7年6月30日(月)まで。更新等した場合はその都度。
- ・②については、令和7年6月13日(金)まで。
- ・⑦については、原則として毎月10日までとするが、大分県が別途指定する場合は、それに従うこと。
- ・③④⑤⑥⑧については、令和8年1月30日(金)までとする。

6 成果物の著作権等

- (1) 本業務により得られた成果物の著作権、所有権、利用権は、原則として大分県に帰属すること。また、事前連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、大分県に帰属することができない相当の理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 成果物について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

7 再委託

受注者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

8 所有権・機密保持及び個人情報保護

- (1) 成果品の所有権及び著作権は委託者は無償で譲渡するものとする。
- (2) 本業務を通じて取得した機密情報及び個人情報については、「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

9 留意事項等

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者等と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 本常務の実施に当たりしようにする図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 業務の実施に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認められた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。
- (5) 業務の実施体制について、業務全体を統括するための責任者を置くこと。統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制を作成し、委託者へ提出すること。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は委託者と協議し、その指示に従うこと。